

「令和7（2025）年度 健康長寿とちぎづくりに関する報告書」概要

令和7（2025）年9月18日

保健福祉部健康増進課

本報告書は、健康長寿とちぎづくり推進条例の規定に基づき、健康長寿とちぎづくりの状況、県が令和6（2024）年度に講じた施策及び令和7（2025）年度に講じる施策について、県議会へ報告するものです。

1 健康長寿とちぎづくりの主な状況

指 標		区分	ベースライン		直近値		目標（県）	
			県	全国	県	全国		
健康寿命		男	70.73 年(H22)	70.42 年(H22)	<u>73.06 年(R4)</u>	<u>72.57 年(R4)</u>	R4	平均寿命の延伸を上回る健康寿命の延伸
		女	74.86 年(H22)	73.62 年(H22)	<u>75.36 年(R4)</u>	<u>75.45 年(R4)</u>		
平均寿命		男	79.06 年(H22)	79.59 年(H22)	81.00 年(R2)	81.49 年(R2)	R4	
		女	85.66 年(H22)	86.35 年(H22)	86.89 年(R2)	87.60 年(R2)		
年齢調整死亡率 (人口10万人当たり)	悪性新生物(75歳未満) S60年モデル人口		85.1 (H22)	84.3 (H22)	<u>68.6 (R5)</u>	<u>65.7 (R5)</u>	—	—
	脳血管疾患 H27年モデル人口	男	185.6 (H22)	153.7 (H22)	119.7 (R2)	93.8 (R2)	R4	全国値を下回る
		女	117.3 (H22)	93.3 (H22)	74.5 (R2)	56.4 (R2)		
	急性心筋梗塞 H27年モデル人口	男	66.0 (H22)	55.6 (H22)	36.3 (R2)	32.5 (R2)	R4	全国値を下回る
		女	35.3 (H22)	28.4 (H22)	15.7 (R2)	14.0 (R2)		
特定健康診査の実施率			39.9% (H22)	41.3% (H21)	<u>60.8% (R5)</u>	<u>59.9% (R5)</u>	R5	70%以上 45%以上
特定保健指導の実施率			16.2% (H22)	12.3% (H21)	<u>31.6% (R5)</u>	<u>27.6% (R5)</u>		
1日当たりの食塩摂取量（20歳以上）			11.2g (H21)	10.6g (H22)	9.7g (R4)	<u>9.8g (R5)</u>	R4	8g 以下
日常生活における歩数（20歳～64歳）		男	7,418 歩(H21)	7,841 歩(H22)	7,165 歩(R4)	<u>7,506 歩(R5)</u>	R4	9,000 歩以上 8,500 歩以上
		女	6,767 歩(H21)	6,883 歩(H22)	5,815 歩(R4)	<u>6,494 歩(R5)</u>		
20歳以上の喫煙率			25.7% (H21)	19.5% (H22)	17.6% (R4)	<u>15.7% (R5)</u>	R4	12%以下

下線を付した箇所が、前回の報告後に更新された値である（統計指標の公表時期によるもの）。

2 令和6(2024)年度に講じた主な施策

(1)健康長寿とちぎづくりの総合的な推進

- ・健康長寿とちぎづくり県民運動重点プロジェクトの推進（「身体を動かそうプロジェクト」、「食べて健康！プロジェクト」、「栃木県脳卒中啓発プロジェクト」、「人生100年フレイル予防プロジェクト」）
- ・健康長寿とちぎづくり表彰の実施

(2)生活習慣病の発症予防と重症化の予防の徹底

- ・市町、関係団体等との連携による脳卒中の発症予防や初期症状に係る啓発活動等の実施
- ・かかりつけ医と連携した保健指導等を行うことを目指した「糖尿病重症化予防プログラム」の円滑な実施に向けた研修や専門家派遣の実施
- ・特定健診未受診者の分析等を通じた市町の効果的、効率的な保健事業等の実施を支援する「保健事業アドバイザー派遣事業」の実施
- ・特定健診受診率向上を目的とし、関係機関と連携したチラシによる受診勧奨及び普及啓発を実施

(3)社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

- ・自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応ができる「ゲートキーパー」の養成
- ・妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援を行う「ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業」の実施
- ・ロコモティブシンドロームの予防啓発等を行うロコモアドバイザーの養成・活動支援
- ・フレイル予防のための人材育成、地区組織活動支援及び普及啓発
- ・県が作成した各種資材を活用した、市町や食生活改善推進員等と連携した住民主体のフレイル対策の推進【新規】
- ・フレイル予防のシンポジウムの実施【新規】

(4)健康を支え、守るための社会環境の整備

- ・健康長寿とちぎ応援企業等登録3制度の登録拡大（「健康長寿とちぎ応援企業」、「とちぎのヘルシーグルメ推進店」、「とちぎ禁煙推進店」）

(5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

- ・地域の食と健康づくり推進会議及び地域の課題を踏まえた研修会等の開催、普及啓発等の実施
- ・主に若い世代を対象とした食と農への理解促進及び食育関係機関・団体と一体的な食育活動を推進するための会議や研修会の開催
- ・「食育キャプテン」を活用したスポーツと食を関連付けた、こどもたちに親しみやすい食育活動の展開
- ・学校を中心とした、家庭・地域と一体となった食育の推進
- ・健康な食事や生活習慣病対策を推進する食環境づくりの実施【一部新規】
- ・とちまる体力アップ教室の開催
- ・とちぎスポーツフェスタの開催
- ・県民が楽しみながら健康づくりに取り組んでいけるよう、歩いてためたポイントを特典に換えられる「とちまる健康ポイント事業」の実施
- ・健康増進法に基づく受動喫煙対策に関する普及啓発及び相談の実施
- ・障害者や要介護高齢者に関わる専門職を対象とした栄養指導や口腔機能向上に関する研修及び実習の実施

3 令和7(2025)年度に講じる主な施策

健康寿命の延伸・健康格差の縮小の実現を目指しながら、個人の行動と健康状態の改善及び社会環境の質の向上を図り、ライフコースアプローチも念頭に置いて取り組みます。

(1) 個人の行動と健康状態の改善

- 健康づくりの基本要素である栄養・食生活、運動・身体活動、休養・睡眠、喫煙、飲酒及び歯と口腔に関する生活習慣の改善に係る取組
- 生活習慣病の発症・重症化予防や生活機能の維持・向上の観点を踏まえた健康づくりの取組
 - ・県民が楽しみながら健康づくりに取り組むとちまる健康ポイント事業の実施【一部新規】 ラ
 - ・プレコンセプションケアに関する講師派遣及び相談窓口開設等による普及啓発【新規】 ラ
 - ・生産者と消費者の距離を繋ぐ地産地消イベントの開催【一部新規】 ラ
 - ・健康増進法に基づく受動喫煙対策に関する普及啓発及び相談の実施 ラ
 - ・生活習慣の改善や基礎疾患の治療に関する普及啓発
 - ・市町や食生活改善推進員等と連携した住民主体のフレイル対策の推進 ラ
 - ・糖尿病療養指導者養成等に関する研修の実施【一部新規】
 - ・「新しい認知症観」の普及啓発を図る研修会等の開催【新規】

(2) 社会環境の質の向上

- 社会とのつながりとこころの健康の維持・向上を図るため、居場所づくりや緩やかな関係性を築ける環境整備の取組
- 健康な食生活や運動を促す環境整備及び正しい健康情報の提供啓発等の取組
 - ・産学官等による自然に健康になれる食環境づくりの基盤整備の推進【新規】
 - ・サイクリングルートの活用及びサイクリング習慣の定着の促進【一部新規】
 - ・とちぎ健康経営事業所認定制度の普及・拡大 ラ
 - ・健康長寿とちぎづくり表彰の実施

【参考】

- ラ：ライフコースアプローチ（こども・高齢者・女性・働く世代）
現在の健康状態が、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性や、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があるものであることを踏まえた、胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的に捉えた健康づくり